

AWA J I 島博協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、AWA J I 島博の趣旨に賛同する法人その他団体又は個人（以下「団体等」という。）が、AWA J I 島博及びAWA J I 島博関連事業（以下「AWA J I 島博事業」という。）に協賛する際の必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、団体等がAWA J I 島博実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対してAWA J I 島博事業の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供を行うことをいう。

2 前項に規定する協賛金の提供は、法人その他団体は3万円を1口とし、個人は3千円を1口とする。

(募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、2025年（令和7年）10月末までとする。ただし、実行委員会が特に必要と認める場合は、期間を延長できるものとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む団体等（以下「申込者」という。）は、AWA J I 島博協賛申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を実行委員会の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、前項の申込書の提出があった場合、次項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するものとし、申込者に対してAWA J I 島博協賛申込受理書（様式第2号）（以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

3 会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨をAWA J I 島博協賛申込書不受理通知書（様式第3号）により通知する。

(1) 特定の政治、思想等の活動を目的とした団体、又はAWA J I 島博を特定の政治、思想等の活動に利用するおそれがある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者

(3) 法令又は公序良俗に反する者

(4) AWA J I 島博の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがある者

(5) その他会長が不相当と判断する者

(協賛金の納入等)

第5条 資金の協賛については、前条第2項の受理書の通知を受けた申込者が、会長が指定する口座に協賛金を納入することにより行うものとする。

2 実行委員会は、協賛金を納入した団体等に対し、AWA J I 島博協賛金受領書(様式第4号)を交付するものとする。

(協賛の特典等)

第6条 前条第1項の規定により協賛を行った団体等(以下「協賛者」という。)の特典は、次のとおりとする。

(1) 実行委員会は、AWA J I 島博ウェブサイト等に、淡路島及び淡路島に関わる人、ものの魅力を発信する取り組みであるAWA J I 島博の支援者として、協賛者名等を掲載する。

(2) 協賛者は、AWA J I 島博のロゴマークを印刷物や所有するウェブサイト等に掲載できるものとする。

ただし、別に定める「AWA J I 島博ロゴマーク使用規程」第6条第1項各号に掲げる事項を遵守すること。

(3) 実行委員会は、協賛者をAWA J I 島博サポーター制度の登録団体等とする。

(協賛金の使途)

第7条 協賛金は、その全てをAWA J I 島博事業の経費に充て、目的外使途には一切使用しないものとする。

(協賛の取消)

第8条 会長は、第4条第2項により協賛の申込書を受理された者が、その後、第4条第3項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は第4条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨をAWA J I 島博協賛取消通知書(様式第5号)により通知するとともに、原則として、協賛金を返戻する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。